

中央社会保険医療協議会議事規則の改正について

1. 背景

- ・ 「中央社会保険医療協議会の新たな出発のために」（平成 17 年 7 月中医協の在り方に関する有識者会議）での指摘（※）を踏まえ、第 164 回通常国会において成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 83 号）において、中医協の議事の運営に関する事項については、政令で定めることとされた。
そして、部会の設置や定足数等について定める「社会保険医療協議会令」（平成 18 年政令第 373 号）が制定・公布されたところ。
（改正法、政令ともに本年 3 月 1 日施行）

※「中央社会保険医療協議会の新たな出発のために」（抜粋）
（平成 17 年 7 月 20 日中医協の在り方に関する有識者会議決定）
「議事の公平性を確保する観点から、近時の立法例に倣い、議事手続の中心的な事項について、政令で規定することを検討するべきである。」

- ・ 今般、これらの改正法及び政令の施行に伴い、従来の議事規則についても、必要な見直しを行うもの。

2. 改正の主な内容

- ・ 従来議事規則に定められていた協議会の定足数、採決、部会委員等に関する規定について、政令に盛り込まれたことに伴い削除するほか、必要な規定の整理を行う。

3. 改正案文

別紙 1 のとおり。

参考資料の新旧対照条文は別紙 2、参照条文は別紙 3 のとおり。

4. 施行期日

平成 18 年 3 月 1 日

中央社会保険医療協議会議事規則の改正について

中央社会保険医療協議会議事規則の全部を、次のように改正する。

中央社会保険医療協議会議事規則

(協議会の招集)

第1条 会長は、社会保険医療協議会法(昭和25年法律第47号。以下「法」という。)第7条第2項に定める場合のほか、厚生労働大臣の求めがあったとき又は会長が必要と認めたときは、その日から2週間以内に、中央社会保険医療協議会(以下「協議会」という。)を招集するものとする。

第2条 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員及び専門委員に通知しなければならない。

(代理者による意見の開陳)

第3条 法第3条第1項第1号に掲げる委員及び同項第2号に掲げる委員が、やむを得ない理由により出席できない場合には、会長の承認を得て、代理者に意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第4条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置を執ることができる。

(発言)

第5条 委員及び専門委員が発言しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

第6条 関係ある行政庁の職員が発言しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

(採決)

第7条 会長が採決しようとするときは、その議題及び採決する旨

を宣しなければならない。

第8条 採決の結果は、会長が宣ししなければならない。

第9条 議決事項について少数意見があり、かつ、4人以上の委員の要求があるときは、その少数意見を答申又は建議に付記するものとする。

第10条 委員は、やむを得ない理由により、議決前に退席しようとする場合において、当該議題について賛否を明らかにした書面を会長に提出し、会長が会議に諮ってこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる。

(議事録)

第11条 協議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員及び専門委員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(部会)

第12条 協議会は、特に専門的事項を調査審議させるため必要があるときは、その議決により、部会を置くことができる。

2 第1条から前条までの規定は、部会について準用する。

(小委員会)

第13条 協議会は、特定の事項についてあらかじめ意見の調整を行なう必要があるときは、その議決により、小委員会を置くことができる。

2 社会保険医療協議会令（平成18年政令第373号）第1条第2項から第6項まで並びに第2条第1項及び第2項の規定は、小委員会について準用する。

3 第1条から第11条までの規定は、小委員会について準用する。

(薬価算定組織)

第14条 協議会は、新薬の薬価算定等について調査審議するため必要があるときは、医学、歯学、薬学、医療経済学等に係る専門的知識を有する者により構成される薬価算定組織に意見を聴くことができる。

(保険医療材料専門組織)

第15条 協議会は、特定保険医療材料の保険適用について調査審議するため必要があるときは、医学、歯学、医療経済学等に係る専門的知識を有する者により構成される保険医療材料専門組織に意見を聴くことができる。

(診療報酬調査専門組織)

第16条 協議会は、診療報酬上の技術的課題について調査審議する必要があるときには、医学、歯学、薬学、看護学、医療経済学等に係る専門的知識を有する者により構成される診療報酬調査専門組織に意見を聴くことができる。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、部会及び小委員会の議事運営並びに薬価算定組織、保険医療材料専門組織及び診療報酬調査専門組織に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年3月1日から施行する。

中央社会保険医療協議会議事規則改正(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
(改正せず) 第2条 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員及び専門委員に通知しなければならない。 (代理者による意見の開陳) 第3条 法第3条第1項第1号に掲げる委員及び同項第2号に掲げる委員が、やむを得ない理由により出席できない場合には、会長の承認を得て、代理者に意見を述べさせることができる。 (削る) 【社会保険医療協議会令第2条第1項に移行】 (会議の公開) 第4条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置を執ることができる。	(協議会の招集) 第1条 会長は、社会保険医療協議会法(昭和25年法律第47号。以下「法」という。)第7条第2項に定める場合のほか、厚生労働大臣の求めがあったとき又は会長が必要と認めたときは、その日から2週間以内に、中央社会保険医療協議会(以下「協議会」という。)を招集するものとする。 第2条 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員に通知しなければならない。 (代理者による意見の開陳) 第3条 法第3条第1項第1号及び第2号の委員が、やむを得ない理由により出席できない場合には、会長の承認を得て、代理者に意見を述べさせることができる。 (定足数) 第4条 協議会は、法第3条第1項各号の委員ごとに、それぞれその3分の1以上が出席し、かつ、その出席委員が同条第1項の委員の半数以上でなければ、会議を開き、議決を行うことができない。 (議事) 第5条 会長は、必要があると認めるときは、協議会にはかつて、会議を非公開とすることができる。

(発言) <u>第5条</u> 委員及び専門委員が発言しようとするときは、会長の承認を得なければならない。 <u>第6条</u> 関係ある行政庁の職員が発言しようとするときは、会長の承認を得なければならない。 (採決) <u>第7条</u> 会長が採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を宣ししなければならない。 (削る) 【社会保険医療協議会令第2条第2項に移行】 <u>第8条</u> 採決の結果は、会長が宣ししなければならない。 <u>第9条</u> 議決事項について少数意見があり、かつ、4人以上の委員の要求があるときは、その少数意見を答申又は建議に付記するものとする。 (退席後の議決への参加) <u>第10条</u> 委員は、やむを得ない理由により、議決前に退席しようとする場合において、当該議題について賛否を明らかにした書面を会長に提出し、会長が会議に諮ってこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる。 (第4条へ移動)	(発言) <u>第6条</u> 委員が発言しようとするときは、会長の承認を得なければならない。 <u>第7条</u> 関係ある行政庁の職員が発言しようとするときは、会長の承認を得なければならない。 (採決) <u>第8条</u> 会長が採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を宣ししなければならない。 <u>第9条</u> 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 <u>第10条</u> 採決の結果は、会長が宣ししなければならない。 <u>第11条</u> 議決事項について少数意見があり、かつ、4人以上の委員の要求があるときは、その少数意見を答申又は建議に付記するものとする。 (退席後の議決への参加) <u>第12条</u> 委員は、やむを得ない理由により、議決前に退席しようとする場合において、当該議題について賛否を明らかにした書面を会長に提出し、会長が会議にはかつてこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる。 (会議の公開) <u>第12条の2</u> 協議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。 <u>2</u> 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
--	--

(議事録) 第11条 協議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。 - 一 会議の日時及び場所 - 二 出席した委員及び専門委員の氏名 - 三 議事となった事項 2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。	(議事録) 第13条 協議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。 - 一 会議の日時及び場所 - 二 出席した委員及び専門委員の氏名 - 三 議事となった事項 2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。
(部会) 第12条 協議会は、特に専門的事項を調査審議させるため必要があるときは、その議決により、部会を置くことができる。 <u>2 第1条から前条までの規定は、部会について準用する。</u> (3～5 削る) 【社会保険医療協議会令第1条第2項から第6項までに移行】	(部会) 第14条 協議会は、特に専門的事項を調査審議させるため必要があるときは、その議決により、部会を置くことができる。 <u>2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が協議会にはかつて指名する。</u> <u>3 部会に部会長を置く。部会長は、その部会に属する委員のうちから、会長が指名する。</u> <u>4 部会長は、部会の事務を総理する。</u> <u>5 部会長に事故があるときは、その部会に属する委員のうち部会長の指名する委員がその職務を代行する。</u>
(小委員会) 第13条 協議会は、特定の事項についてあらかじめ意見の調整を行なう必要があるときは、その議決により、小委員会を置くことができる。 <u>2 社会保険医療協議会令（平成18年政令第373号）第1条第2項から第6項まで並びに第2条第1項及び第2項の規定は、小委員会について準用する。</u> <u>3 第1条から第11条までの規定は、小委員会について準用する。</u>	(小委員会) 第15条 協議会は、特定の事項についてあらかじめ意見の調整を行なう必要があるときは、その議決により、小委員会を置くことができる。 <u>2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が協議会にはかつて指名する。</u> <u>3 前項の場合において、法第3条第1項第1号及び第2号の委員は、それぞれ同数でなければならない。</u> <u>4 前条第3項から第5項までの規定は、</u>

(削る) (薬価算定組織) <u>第14条</u> 協議会は、新薬の薬価算定等について調査審議するため必要があるときは、医学、歯学、薬学、医療経済学等に係る専門的知識を有する者により構成される薬価算定組織に意見を聴くことができる。 (保険医療材料専門組織) <u>第15条</u> 協議会は、特定保険医療材料の保険適用について調査審議するため必要があるときは、医学、歯学、医療経済学等に係る専門的知識を有する者により構成される保険医療材料専門組織に意見を聴くことができる。 (診療報酬調査専門組織) <u>第16条</u> 協議会は、診療報酬上の技術的課題について調査審議する必要があるときには、医学、歯学、薬学、看護学、医療経済学等に係る専門的知識を有する者により構成される診療報酬調査専門組織に意見を聴くことができる。 (削る) 【社会保険医療協議会令第4条に移行】 (補則) <u>第17条</u> この規則に定めるもののほか、部会及び小委員会の議事運営並びに薬価算定組織、保険医療材料専門組織及び診療報酬調査専門組織に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。	<u>小委員会について準用する。</u> <u>第16条 削除</u> (薬価算定組織) <u>第17条</u> 協議会は、新薬の薬価算定等について調査審議するため必要があるときは、医学、歯学、薬学、医療経済学等に係る専門的知識を有する者により構成される薬価算定組織に意見を聴くことができる。 (保険医療材料専門組織) <u>第18条</u> 協議会は、特定保険医療材料の保険適用について調査審議するため必要があるときは、医学、歯学、医療経済学等に係る専門的知識を有する者により構成される保険医療材料専門組織に意見を聴くことができる。 (診療報酬調査専門組織) <u>第19条</u> 協議会は、診療報酬上の技術的課題について調査審議する必要があるときには、医学、歯学、薬学、看護学、医療経済学等に係る専門的知識を有する者により構成される診療報酬調査専門組織に意見を聴くことができる。 (庶務) <u>第20条</u> 協議会並びに部会、小委員会の庶務は、厚生労働省保険局医療課において処理する。 (補則) <u>第21条</u> この規則に定めるもののほか、協議会並びに部会及び小委員会の議事運営並びに高度先進医療専門家会議、薬価算定組織及び保険医療材料専門組織に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。
---	---

参 照 条 文

○ 社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）

（設置）

第一条 厚生労働省に、中央社会保険医療協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。

2 各地方社会保険事務局に、地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十五条の二第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ四第二項の規定による定めに関する事項

二 健康保険法第八十八条第四項の規定による定めに関する事項

三 健康保険法第六十三条第二項第三号及び第四号の規定による定め（同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）、船員保険法第二十八条ノ二第二項の規定による厚生労働省令、同法第二十九条ノ四第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働省令に関する事項

2 地方協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。

（組織）

第三条 中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。

一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員 七人

二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員 七人

三 公益を代表する委員 六人

2 厚生労働大臣は、それぞれ中央協議会又は地方協議会において専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、その都度、各十人以内の専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、厚生労働大臣が任命する。

4 厚生労働大臣は、第一項第一号に掲げる委員の任命に当たっては医療に要する

費用を支払う者の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、第一項第二号に掲げる委員の任命に当たっては地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、それぞれ配慮するものとする。

- 5 中央協議会の公益を代表する委員の任命については、両議院の同意を得なければならない。
- 6 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、厚生労働大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する委員を任命することができる。
- 7 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、厚生労働大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
- 8 厚生労働大臣は、第五項に規定する委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。
- 9 委員及び専門委員は、非常勤とする。

第四条 委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する。

- 2 委員に欠員を生じたとき新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

第五条 中央協議会及び地方協議会に、それぞれ、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

第六条 中央協議会及び地方協議会は、正当な理由がある場合を除いては、六月に一回以上開かなければならない。

第七条 中央協議会及び地方協議会は、それぞれ、会長が招集する。

- 2 会長は、厚生労働大臣の諮問があつたとき、又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求の日から、二週間以内に、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を招集しなければならない。

第八条 中央協議会の公益を代表する委員は、会議の日程及び議題その他の中央協議会の運営に関する事項について協議を行い、中央協議会の第三条第一項第一号及び第二号に掲げる委員は、その協議の結果を尊重するものとする。

- 2 中央協議会が、第二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る答申又は建議を行う場合には、あらかじめ中央協議会の公益を代表する委員が当該事項の実施の状況について検証を行い、その結果を公表するものとする。

(雑則)

第九条 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 社会保険医療協議会令（平成18年政令第373号）

(部会)

第一条 中央社会保険医療協議会（以下「中央協議会」という。）及び地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、中央協議会又は地方協議会の承認を経て、それぞれ、会長が指名する。
- 3 前項の委員のうち、社会保険医療協議会法（以下「法」という。）第三条第一項第一号に掲げるもの及び同項第二号に掲げるものは、各同数とする。
- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 地方協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって地方協議会の議決とすることができる。

(議事)

第二条 中央協議会及び地方協議会は、委員の半数以上で、かつ、法第三条第一項各号に掲げる委員の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 中央協議会及び地方協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(資料の提出等の協力)

第三条 中央協議会又は地方協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第四条 中央協議会の庶務は、厚生労働省保険局医療課において処理する。

- 2 地方協議会の庶務は、当該地方協議会が置かれる地方社会保険事務局において処理する。

(雑則)

第五条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に関し必要な事項は、それぞれ、会長が中央協議会又は地方協議会に諮って定める。